

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	八王子市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/007/006/p021372.html</a>

執行機関名 八王子市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの(重度心身障害者(児))
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八王子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第2 第5の項 障害者(児)に関する事務であって市規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第1条	八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱 第7条
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号において規定する事業のうち、八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱に規定する日常生活用具給付事業を実施するために、在宅の重度の心身障害者(児)及び難病患者等(以下「障害者(児)」という。)に対し日常生活用具(以下「用具」という。)を給付し、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱 第7条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する日常生活用具の支給の申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱 第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱 第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ヌ	八王子市重度心身障害者(児)等日常生活用具給付要綱 第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考		
----	--	--